

平成 30 年度 国立大学法人九州大学 年度計画

〔平成 30 年 3 月 30 日 文部科学大臣届出〕

(注 1) □内は中期計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【1】 アクティブ・ラーナー育成の取組を充実・発展させるため、カリキュラムを点検し、必要に応じた見直しを実施するとともに、外国語による授業等を増加させる。教育に係る 3 つのポリシーを再検証し、平成 28 年度より各授業でのルーブリック評価の活用を進めるとともに、平成 28 年度入学生より GPA2.0 以上を卒業の目安とした厳格な成績評価を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- 1-1. 「外国語による授業の実施推進に関する基本方針について」を踏まえ、外国語の授業科目に加え日本語の併用を含む外国語による授業科目を増加させる。また、外国語による授業科目を増加させるために部局インセンティブ経費(大学改革推進経費)の指標に加える。
- 1-2. 各学部等による見直し後の入試、カリキュラムの実施、人材育成に関する 3 つのポリシーに基づく実施状況等を調査・点検する。
- 1-3. 各学部等でのルーブリック評価の導入状況を調査するとともに、学部等ごとにルーブリック評価の導入方針等を策定し、ルーブリック評価の活用を推進する。
- 1-4. 成績評定の分布や GPA の推移をモニタリングし、GPA2.0 以上を卒業の目安とすることを踏まえた履修指導等を行う。

【2】 主体的な学びや実践の技能を涵養する教育機会を拡大するため、新たな双方向型教育や体験型教育を実施するとともに、全学的なラーニング・ポートフォリオを導入する。

- 2-1. 基幹教育院次世代型大学教育開発センターを中心に、各学部等で実施される学生参加型、体験型授業の充実に努める。また、共創学部で 2019 年度に開講を予定している PBL(Project Based Learning) 等の授業科目について準備を行う。
- 2-2. 平成 29 年度に設置した教育改革推進本部を中心に、学問分野の特性に応じて、学修支援システムである「M2B システム」の導入率を高めるため、全学的な展開について FD を開催し、周知する。

【3】 「骨太のリーダー育成」のため、国際的な教育プログラムを平成 30 年度までに開発・実施する。このため、柔軟なカリキュラム編成を可能とし、留学や海外短期プログラムへの参加を容易にする目的で 4 学期制を導入する。

- 3-1. 国際的な教育プログラムを行う共創学部にて必修となる留学に対応するため、留学コーディネーターを配置し、留学プログラムの準備を進める。
- 3-2. 平成 30 年 4 月に設置する文学部、経済学部、理学部及び薬学部の国際コースにおいて、学生を受け入れる。また、平成 31 年 4 月の教育学部の国際コース設置に向け、カリキュラム等を決定し公表するなど、準備を進める。
- 3-3. 各学部等のクォーター科目の開講状況を調査し、各学部等が設定する 4 学期制に対応したカリキュラムへの改訂の進捗状況を点検する。

(大学院課程)

【4】 グローバル化への対応や社会の要請に基づく人材養成などへの対応を進めてきた大学院カリキュラムの実質化を図るため、国内外の大学とのダブル・ディグリー及びジョイント・ディグリープログラム等を積極的に開発する。また、博士課程教育リーディングプログラムの成果に基づく大学院教育プログラムを発展させる。

4-1. 世界展開力強化事業により人間環境学府、同済大学及び釜山大学の3大学で平成29年度に締結したダブル・ディグリープログラムを開始する。

4-2. 平成29年度に策定した九州大学大学院で行うべき教育改革の実行指針に基づき、各部局における実行計画の策定を促す。また、博士課程リーディングプログラムの成果を踏まえ、研究室ローテーション、海外武者修行などの教育方法を既存の大学院に展開するための準備を行う。

【5】 平成30年までに将来大学教員を目指す学生に倫理観、指導力等を育む教員養成プログラムを開発・実施する。加えて、大学院における教育環境のグローバル化を推進するため、平成31年度までに外国語を用いて行う授業の割合を20%程度まで高める。

5-1. 研究(者)倫理等による教育(行動規範、研究不正等)を実施する。また、大学教員準備プログラムとして、大学院基幹教育科目「インストラクショナル・スキルズ1・2」を開講する。

5-2. 「外国語による授業の実施推進に関する基本方針について」を踏まえ、外国語の授業科目に加え日本語の併用を含む外国語による授業科目を増加させる。また、外国語による授業科目を増加させるために部局インセンティブ経費(大学改革推進経費)の指標に加える。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】 国際通用性を持つ教育システムの構築に取り組んできた実績を活かし、グローバル社会で活躍できる人材を養成するという目的で、平成30年度までに新学部を設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

6-1. グローバル社会の中で、他者との協働により社会的課題を解決する人材育成のために設置した共創学部において、主体性・協働性を持つ多様な学生を受け入れる。

【7】 部局での教育と大学全体の教育改革の有機的な連携を実現し、教育の質の向上を目指す司令塔的役割を担うことを目的として、新たな教育動向の調査研究、教育手法開発等を行う教育改革組織を設置する。

7-1. 平成29年度に設置した教育改革推進本部において、全学的な教育改革に資する取組を企画・実施する。また、各部局から教育の質を向上させる取組「NEEP (Next Enhanced Education Program)」を同本部で公募し、優れた取組を支援・実施する。

7-2. 本学の教育力の向上を目的として、科目開発、教職員の能力向上、専門人材育成に関する、FD・SDを実施する。中でも、「九州大学アクティブラーニング教室」、「IR/IEセミナー」を継続的に開催する。

7-3. 教育改革推進本部において、ティーチング・アシスタント(TA)制度を検証し、本学の教育に参画する学生の質向上のためのTA制度を構築する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【8】 学生生活をより豊かなものとするために、学生の学習・生活環境の整備や奨学育英制度を充実する。特にキャンパス移転完了までの間は、分散キャンパスの現状を踏まえて、学生の利便性に配慮した支援を行う。

- 8-1. 課外活動団体のチーム力強化支援やキャンパス移転に関連した課外活動施設の整備を中心とした課外活動の活性化に取り組む。
- 8-2. 奨学育英制度を継続して実施するとともに、制度の見直しを行う。
- 8-3. 分散キャンパスの現状を踏まえ、これまで実施してきた支援についての検証結果を反映し、学生の利便性に配慮した支援を向上させる。

【9】 障害の多様化、深刻化する学生のメンタルヘルス問題等の新たな課題や留学生の住居、就職に関する問題への対応のため、アクセシビリティ教育の充実や学生のピアサポートを推進するなど、学生支援体制の改善・充実に取り組む。

- 9-1. 障害学生支援に対する意識のさらなる向上のため、全構成員に対する啓発研修の継続実施や障害学生モニター制度の実施など、引き続き障害者支援に係る取組を実施する。
- 9-2. キャンパスライフ・健康支援センターが中心となり、成績不振等学生に対する指導のガイドラインに基づく修学支援や出欠管理を継続し、引き続きメンタルヘルス問題等に対応する。また、留学生の増加に伴う、健診実施方法についての検証を行い、学内の防疫体制を充実する。
- 9-3. 満足度調査を踏まえた留学生居住環境の改善及び就職支援を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【10】 新学部を設置に併せ、新たな入試制度の開発を行うとともに、アドミッションセンター機能の充実・強化、新たな入試手法の研究開発、入試改革に対応した求める人材像を含むアドミッション・ポリシーの見直しを開始する。

- 10-1. 前年度に実施した入学者選抜の検証・分析結果を踏まえ、共創学部の2019年度入学者選抜を実施する。入試制度の変更については2年度前予告を求められていることから、本学の2021年度入学者選抜に向けて2018年度入学者選抜の検証・分析を行う。
- 10-2. 他大学の入試方法に関する情報を引き続き収集し、分析検討結果を今後の入学者選抜方法（案）として学内に提案し、議論を進める。
- 10-3. 各学部において、文部科学省が公表した大学入学共通テストの実施方針を踏まえ、2021年度入試に向けた選抜方法の変更内容について検討を行うとともに、アドミッション・ポリシーを検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【11】 新たな学術領域を切り拓くために、世界的に本学の強み・特色として評価を受けているエネルギーを始めとした研究分野を連携・融合させ、様々な角度から課題解決に取り組む研究教育機構（仮称）を創設する。（戦略性が高く意欲的な計画）

11-1. アジアをテーマとする新たな研究教育機構の設置に向けた検討を進める。また、エネルギー研究教育機構においては、加えて研究成果を技術革新へ誘導するため、企業との共同研究により社会実装に向けた研究教育実践の強化と世界大学ランキングトップクラスの大学等との横断的国際連携を実施する。

【12】 ミッションの再定義等で明らかにされた化学、エネルギー、環境、物質・材料分野、数理科学、大規模コホート研究、生命科学分野等の本学の強みをさらに発展させるため、海外の大学等から研究者（研究ユニット単位）を招へいし組織的・継続的な研究交流を推進する。

12-1. 組織的・継続的な研究交流を促進するために、世界トップレベルの海外の大学等から研究者を招へいする「Progress100」等について、国際交流協定を締結した大学等から外国人教員を招へいする「大学・部局間国際交流協定等推進事業」等、他の招へい制度等を、「Progress100」内に整理・統合し、実施する。

12-2. 「Progress100」等によりこれまでに採択を受けたプロジェクトのうち、優れた成果をあげているプロジェクトに対し、支援終了後においても、組織的・継続的な研究交流を実施、定着させるために、制度を改善し、追加支援を実施する。

【13】 世界トップクラスの卓越した研究成果が期待できる分野を世界最高水準の研究拠点となるように「大学改革活性化制度」等により重点支援し、世界に誇り得る先進的な研究成果を生み出していく。

13-1. 先進的な研究成果を生み出していくために、「大学改革活性化制度」や「主幹教授制度」をはじめとする各種学内支援制度により、世界トップクラスの卓越した成果が期待できる分野を重点的に支援する。

【14】 人文社会科学系の研究者が先導する異分野融合研究を推進し、学際・異分野融合のチーム型研究のモデルとなる研究領域を創出する。

14-1. 人文社会科学系の研究者が先導する異分野融合研究を促進するために、学内支援制度「つばさプロジェクト」を制度改善のうえ実施する。

【15】 本学の強みや特色の重点化に対する貢献及び他分野との連携・協力を積極的に推進するため、中核的研究拠点である共同利用・共同研究拠点の機能と活動を充実させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

15-1. 共同利用・共同研究拠点において各拠点では次のような取組を実施する。

- ・共同利用研究の拡充やスタディグループ、及びアジア太平洋産業数学コンソーシアム（APCMFI）やオーストラリア分室を活用して、国際共同研究の推進を図り、産業数学関連のイベントへの教員・大学院生・企業研究者の参加を促す。（産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点）

- ・「効率的な共通機器運用体制」の構築及びトランスオミクス医学研究拠点ネットワーク形成事業における相互交流と共同研究等の取組を実施する。また、トランスオミクス研究に基づくシステム免疫学研究を推進する体制を構築する。（多階層生体防御システム研究拠点）

- ・特定研究に新たに分野横断型共同研究を設定し異分野融合研究を促進する。また、若手キャリアアップ共同研究による若手研究者の育成を推進する。（応用力学共同研究拠点）

- ・基盤型・展開型共同研究のさらなる推進、コアラボ研究への支援強化と新規課題研究開始、次世代若手育成プログラムにおける研究者支援体制の強化、拠点の国際化推進を行う。（物質・デバイス領域共同研究拠点）

・新規導入したスパコンの特徴を活かし、従来の数値計算主体の研究に加えて、データサイエンス領域に関連した活動と共同研究の取組を実施する。（学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点）

さらに、各拠点間での交流を促進し新たな学際領域研究を推進する。

【16】 本学の強み・特色を有する、世界トップレベル研究拠点であるカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所におけるエネルギー関連の研究分野等においてイリノイ大学等と連携し、研究体制を整備するとともに最先端の研究を推進する。併せて、海外の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。また、自然科学とくに理論系、数学系および人文社会科学系など多様な分野との連携・協力を積極的に推進し、学内の英知を集結することにより、研究体制のさらなる充実を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

16-1. カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（I²CNER）の機能強化のために、本学におけるエネルギー関連拠点である「エネルギー研究教育機構（Q-PIT）」との連携を強化し、機構における中核の一つとしてその活動に参画する。マス・フォア・インダストリ研究所等の数学系及び社会科学系など多様な分野との連携・協力を積極的に推進するとともに、産業界との連携強化を促進し、研究体制のさらなる充実を図る。また、イリノイ大学、ニューサウスウェールズ大学等海外機関と連携を強化する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【17】 研究者の学術研究活動の支援を行うために、研究推進職（いわゆるリサーチ・アドミニストレーター）等の拡充を図るとともに、研究者の多様性を促進するために若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を継続的に育成・支援する。

17-1. 学術研究・産学官連携本部の研究戦略企画機能の充実や学際・異分野融合研究の推進を図るとともに、URAの裁量労働制並びに無期雇用化をはじめとする人事制度の充実を図る。また、URAの役割や業務内容、実績の「見える化」を図る。さらに、RU11「高度専門人材の在り方」検討WG及び研究大学コンソーシアム「高度専門人材・研究環境支援人材の活用に関するタスクフォース」に参画し、本学を含む我が国のURAに係る課題解決のための方策検討を行う。

17-2. 若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を育成・支援するため、国際学会への派遣、英語論文執筆の促進、研究費助成、外部資金の獲得支援などを行う「研究活動基礎支援制度」や、「QRプログラム」等の学内支援制度の効果を検証し、必要に応じて制度改善を図り、実施する。また、テニユアトラック普及・定着事業の事後評価結果等を踏まえ、引き続き、新たなテニユアトラック制の導入に向け検討を行う。

【18】 女性研究者の積極的な採用と教授及び管理職への登用に努めるとともに、新たに伊都キャンパスに設置する男女共同参画推進拠点を中心に、女性研究者の支援やキャリア教育・相談活動等を充実させ、研究と育児等の両立が実現できる環境整備を行うことにより、女性研究者比率を15%以上に増加させる。

18-1. 女性研究者を積極的に採用し、教授及び管理職へ登用する。

18-2. 女性研究者の支援やキャリア教育・相談活動等を実施する。

18-3. 研究と育児等の両立が実現できる環境整備を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【19】 大学シーズの実用化、産業界の課題の解決、社会問題の解決を3つの柱とする本学の産学官民連携を推進する機能を整備・強化する。具体的には、産学官民連携機能を支える事務支援体制を整備するとともに技術流出防止マネジメント体制等を構築する。

19-1. 産学官民連携機能及び技術流出防止マネジメントシステムを検証し必要に応じて改善する。また、グローバルなイノベーション創出の研究開発を支援するとともにオープンイノベーションを推進する。

19-2. 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づく取り組みを推進する。

【20】 産業界や自治体等のニーズや課題に的確に対応する共同研究（組織対応型連携プロジェクトを含む）・受託研究を実施し、産学官民連携を推進する。また、大学、研究機関、産業界、自治体等との連携を強化し、本学の強みを活かしたイノベーション創出プロジェクトを推進する。

20-1. 産業界、研究機関、自治体、民間等との連携を強化し、本学の強みを活かしたイノベーション創出プロジェクトを推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【21】 学生交流及び教育研究交流を活性化させるため、平成30年度までに既存の各海外拠点における機能の明確化や今後の海外拠点の整備計画を作成するほか、アジア、オセアニア等に第二期中期目標期間中に新規設置している研究教育拠点を活用し、機能に応じた国際交流を実施する。

21-1. 平成29年度に策定した既存の海外拠点機能の見直し方針に基づき、海外拠点の機能再編を順次実施する。また、継続して再編・整備計画を拡充させることにより、機能を明確化し、整備計画の作成を達成する。

21-2. オーストラリアの協定校等と連携した研究教育拠点プロジェクト等において、複数分野での交流を引き続き促進する。

【22】 グローバル人材を育成するため、日英産学連携スキーム「RENKEI」等による国際的な大学等コンソーシアムや各国の学長会議など、海外の大学との国際的なネットワークを目的別に活用して、魅力ある学生交流や研究交流の機会を増やす。

22-1. 国際的な大学等コンソーシアムである「MIRAI プロジェクト」のワークショップを本学で開催するなど、学生交流、研究連携を推進する。

22-2. 日本と海外の大学の学長会議等へ参加し、交流の機会の拡大を模索する。

【23】 海外への技術協力や日本エジプト科学技術連携センターをはじめとした海外大学支援、また途上国の人材育成のため、新たに整備する国際協力に従事できる教員のデータベースを活用しながら、学内の国際協力プラットフォームで協力体制を検討・再構築し、国際協力活動を実施する。

23-1. 国際協力関係データベースを活用し、JICA等からの要望を学内で周知することにより、公募案件等への協力体制を構築する仕組みを整える。

23-2. 日本・エジプト科学技術連携センターとの連携による継続的な海外大学支援のほか、JICAと協力した、途上国の人材育成推進をさらに進める。

【24】 大学内の国際化を進展させるため、国内外での戦略的なリクルート活動、多様なプログラムの実施、国際交流や留学生への支援体制の整備と拡充を行うなどにより、留学生を受け入れ、全学生数に対する留学生数の割合を16%以上とする。

- 24-1. 優秀な留学生獲得のため、引き続きリクルート活動等の検証と、関係部署や部局等と連携した国内外での効率的・戦略的な募集活動を実施する。
- 24-2. 既存のプログラムの見直し、改善に加え、新規プログラムの開発を引き続き実施する。
- 24-3. 国際交流や留学生への支援体制の整備と拡充を引き続き行う。
- 24-4. 通年留学生受入数16%以上を目指し、留学生の受け入れの取組を引き続き実施する。

【25】 日本人学生の国際的視野の涵養のため、入学時からの留学紹介、学内の交流事業の活性化、語学力向上の取組等を行い、交換留学や海外インターンシップに参加させるなど、日本人学生の海外体験の機会を増やす。

- 25-1. 日本人学生が海外留学への興味を抱くように、昨年度に改善を行った留学説明会や留学生との交流行事等を引き続き実施する。
- 25-2. 日本人学生の海外派遣増加のため、語学力向上と危機管理対策等の取組の現状を引き続き検証し、新規プログラムの開発・準備につなげる。また、海外留学、インターンシップ等に参加させるための取組を引き続き行う。
- 25-3. 日本人学生の海外体験や留学への取組を引き続き実施する。

【26】 スーパーグローバル大学創成支援「戦略的改革で未来へ進化するトップグローバル研究・教育拠点創成(SHARE-Q)」事業の目標達成に向け、教育・研究の国際化の推進とこれらを支えるガバナンス改革を遂行し、構想調書に掲げた9つのShareの相乗的・協働効果によりグローバル・ハブ・キャンパスを創成する。また、全学的な国際化を支える事務職員等の能力向上のひとつとして、英語運用力基準を満たす職員の割合を向上させる。これらによる教育研究の成果をレピュテーションの向上につなげるとともに、世界大学ランキングトップ100を念頭においたレピュテーション・マネジメント戦略を策定する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- 26-1. スーパーグローバル大学創成支援事業に対する外部評価及び中間評価の結果を踏まえ、構想全体の発展的見直しを行う。
- 26-2. 平成27年度からのTOEIC-IP及び研修の検証を踏まえ、事務職員の英語運用力向上に向けた新たな成果指標を設定する。
- 26-3. レピュテーション・マネジメント戦略に基づく具体の行動計画を策定する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【27】 全人的医療人の育成とチーム医療を実施する目的で、育成委員会が教育内容を充実させ、「全人的医療人育成教育プログラム(臨床指導者コース、医療人コース)」におけるワークショップ及び研修会を実施する。

- 27-1. 卒前教育と連携した卒後教育におけるプログラムを継続実施し、全人的医療人育成委員会において中間評価及び改善を行う。また、医療人育成のための研修会を開催し、全人的医療人育成委員会において改善点を検討する。

【28】 実用化を目指した医学研究の推進体制を強化し、良質な観察研究・橋渡し研究・臨床試験を推進することで、循環器疾患、がん、医療機器分野を中心とした先端的医療技術の開発へつなげる。また、ライフィノベーションを推進・支援する人材の育成を図るために、臨床研究の認定講習制度に上級コースを整備する。

28-1. 2年目と同様に、新規支援の増加を図り、観察研究のさらなる科学性と質向上のための体制作りを行う。また、油症患者及び健常者を対象とした検診・アンケートによるダイオキシン類の健康実態調査の解析を行う。

28-2. 年間10回以上のライフイノベーション関連研修・講習を継続して行い、臨床研究に関する知識を継続的に涵養しつつ、既に臨床研究に関する一定の基礎的知識を身につけた人材のモチベーションを維持する。

【29】 がん医療、救急・災害医療及び先端医療等、高度な医療を推進する。

29-1. 院内の体制整備を推進する。小児がんに関しては、院内における業務体制強化及び連携強化を推進する。

29-2. 救命救急センター、小児救命救急センターのスタッフ教育を充実させ適切な運用を行う。病院BCP第1版に基づいた災害対策マニュアル及びアクションカードの改訂、防災訓練や災害時の初動訓練を実施するとともに、病院BCP第1版、災害対策マニュアル及びアクションカードを検証する。原子力災害拠点病院の施設要件を満たすために必要な施設整備・備品の整備に加えて人材養成を行う。

29-3. 「高度な医療」提供件数を増やすための手法を立案する。なお、「高度な医療（先端医療・低侵襲医療・高精度医療）」とは、既に保険収載された医療で、特殊な診断や難易度が高い高度医療、先進的な技術を必要とする医療などを指す。

【30】 医科患者に口腔ケアを含めた周術期医療を提供できる環境と体制の整備を目的として、多診療科及び多職種による多領域医療連携を強化する。また、前方連携、後方連携に伴う連携の拡大により地域医療連携を強化するとともに、国際化を強力に推進する目的で設立された「国際医療部」を中心としてICTを活用した遠隔医療教育プログラムの拡充等による国際医療連携を推進することにより、地域貢献・国際貢献を行う。

30-1. 周術期に関わる診療科に加えより多くの診療科・職種による多領域連携体制の改善状況の進捗度を評価する。

30-2. 前方・後方連携の強化のため、連携医療機関登録制度の拡大と推進及び地域医療構想における回復期病床との連携を推進する。

30-3. ICTを活用した遠隔医療教育プログラムの拡充を継続的に推進する一方、海外への遠隔医療相談を開始する。また国際社会に通用する人材育成の強化と人材交流のさらなる充実を図る。

【31】 先進的医療の実践と臨床研究の推進が求められている大学病院で、医療安全管理や医療関連感染に関するマニュアルの整備、講習会への職員の出席、業務改善への取組を推進するなど、医療安全文化の醸成と感染制御の体制強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施による情報セキュリティの強化を図る。また、QI（クオリティ・インディケーター）の活用やクリティカルパス活動の推進により医療の質の向上を目指す。さらに、患者満足度を向上させる質の高い患者サービスを提供する。

31-1. 関連部署（医療機器安全管理専門委員会、医薬品安全管理専門委員会、新規高度医療評価部、再活性化B型肝炎予防ワーキンググループ等）と連携し医療安全管理対策及び再発防止策等の立案を行う。また、医療関連感染の低減に向けた取組の評価を行うと共に地域及びアジアにおける感染予防対策に関する取組を強化する。

31-2. 情報システムBCPの想定訓練等を実施する。

31-3. 優先度の高い未公開QIの公開を行う。優先度が中程度のQIの検討を行う。

31-4. 公認パスの内容、システム、運用等の見直しを行う。

31-5. 関係部署・委員会協働により、患者サービスの質の向上を推進するため各種調査及び問題点の分析を継続し、改善に向けた取り組みを行う。

【32】 国の医療政策に適合した経営指標による分析・評価を行うとともに、社会情勢を踏まえた不断の増収・経費節減方策を企画・立案し、それらを実施することにより健全な病院経営を行い、安定的な経営基盤の強化に取り組み、最先端医療の提供を行う。

32-1. 管理会計システム等による経営分析を行い、病院経営の管理体制の強化を検討し、増収・節減を実現する。

(3) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

(附属図書館)

【33】 図書館において、教育組織等との連携、学生協働をすすめ、グローバル化に対応した学修・教育の支援を拡充する。

33-1. 移転完了後の体制をふまえた現中央図書館・文系合同図書室及び伊都図書館から新中央図書館及び理系図書館への学習教育支援の業務移行と見直しを実施する。さらに、教育組織、図書館 TA 等との連携・協働により、新中央図書館における施設・設備の利用を促進する。

【34】 各学問分野の学術情報の整備、情報サービス機能の拡充をすすめるとともにオープンサイエンスを推進する。

34-1. 伊都キャンパス図書館 2 館体制における資料及び資料保存環境の整備を実施するとともに、図書館情報システムを安定運用し、「教員活動進捗・報告システム (Q-RADeRS)」と学術情報リポジトリ「QIR」を連携してオープンアクセスを推進する。

【35】 箱崎キャンパスからの図書館移転を完了させ、国際化拠点図書館として新たな中央図書館を伊都キャンパスに整備するとともに、附属図書館の組織・運営体制を再構築する。

35-1. 新中央図書館における施設整備や資料の全面移転を実施し、箱崎キャンパスからの図書館移転を完了させる。附属図書館の組織運営体制を再編し、伊都キャンパスにおける図書館 2 館体制でのサービスを開始する。

(情報統括本部)

【36】 世界的研究・教育拠点としての教育研究推進のため、強靱なサイバーセキュリティ環境を構築し、安全で安心な高度情報通信基盤の整備を促進する。また、国内外の大学連携組織との連携による情報通信環境の強化及び人材育成を行う。特に、学生および教職員のサイバーリテラシーの向上に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

36-1. 情報通信環境の強化としてゲートウェイ部分の高速化とセキュリティ対策の両立の強化を図る。本学総合伝達情報システム「KITE」の支線ネットワークで、研究、教育、業務を行う上で、クラウドやビッグデータ等といった新しいサービスを安全に、また、高速、高性能に利用可能とする安定性が高く高速な通信を要するネットワークに対応するため、既設の基幹ネットワーク機器の利用状況や環境を確認することにより、情報基盤研究開発センターや病院等の必要部局等を明らかにし、当該支線ネットワークに高度なネットワークを提供するとともに、全学ファイアウォール装置等のセキュリティ装置との連携やマルウェア検知時の自動切断等の高度セキュリティ機能を備えたネットワーク機器への更新を検

討する。

また、九州大学情報セキュリティ対策基本計画に基づいたセキュリティ対策、教育を行うとともに、国内、海外の大学、機関とのサイバーセキュリティに関する共同研究を強化し、研究成果から得られるサイバーセキュリティ対策に関する高度な技術や最新の知識を業務、教育支援に還元する。

さらに、我が国の学術研究の振興に寄与するため、平成 29 年に導入した最先端のスパコンを安定運用し、学内外の研究者に資源提供するとともに、HPCI や JHPCN の研究推進へ貢献する。また、HPC + データサイエンスの新しい融合領域の研究推進を支援する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(組織)

【37】 総長のリーダーシップの下、ミッションの再定義や自己点検・評価等による現状分析、機能強化の視点等を踏まえ、学問や社会の変化に柔軟に対応し、本学独自の取組である「大学改革活性化制度」等を活用した戦略的・重点的な学内資源の再配分を行う。

37-1. 総長のリーダーシップの下、制度の見直しを完了し、第 3 次「大学改革活性化制度(案)」を策定する。

【38】 監事監査に対するサポートを充実させるため、監事を支援する職員をガバナンス内部統制、コンプライアンス又は不正防止等に関するセミナー等に参加させるとともに、監事を支援する事務体制の見直しを行う。また、経営協議会等の外部有識者が参画する会議等における学外委員からの意見を参考に、幅広い視野による自立的な大学運営の改善を行う。

38-1. 監事監査に対するサポートを充実させるための取組を実施する。また、経営協議会等の外部有識者が参画する会議等における学外委員からの意見を参考に、大学運営の改善について検討する。

(人材)

【39】 改革加速期間に導入した年俸制を活用し、多様な人材を確保するため、年俸制教員の業績評価結果の分析を踏まえた業績評価基準等の見直しを行うとともに、年俸制教員を平成 27 年度に比して 100 人以上増加させる。

39-1. 業績評価基準等の見直しを踏まえた業績評価を実施する。

39-2. 月給制から年俸制への移行をさらに推進するため、引き続き年俸制教員の募集を行う。

【40】 多様な人材を確保するため、高度専門職員として研究推進職(いわゆるリサーチ・アドミニストレーター)を置き、研究推進主幹、研究推進准主幹、研究推進専門員の 3 階層で雇用する制度を平成 26 年度に整備した。今後は、研究推進職に加え、高度な専門性を有する者等について、さらに多様な人材を確保するための雇用制度の構築に向けた検討を行う。

40-1. 多様な人材を確保するため、すでに導入済の制度の運用状況に係る検証結果を踏まえ、制度見直しの必要性について検討を行うとともに、当該制度について高度な専門性を必要とする新たな分野(教育に関する分野等)への制度構築に向けた検討を引き続き行う。

【41】 大学の国際化を推進するため、国際交流協定締結大学や交流の深い研究機関等からの招へい等により、外国人教員の雇用を組織的・戦略的に推進し、外国人教員数を平成 25 年度に比して倍増の 220 人以上を目指し、計画的に増を図る。

41-1. 外国人教員の雇用支援にも活用できる制度の一つとして新たに導入した配偶者帯同雇用制度について利用促進が図られるよう、周知活動を一層活発に行い、実質化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】 ミッションの再定義や、自己点検・評価等による現状分析、機能強化の視点等を踏まえ、総長のリーダーシップの下、学問や社会の変化に柔軟に対応し、本学独自の取組である「5年目評価、10年以内組織見直し制度」等を活用した戦略的・重点的な教育研究組織の強化・再編成を行う。特に人文社会科学分野等の再編成の検討・実施及び機能強化や国際化に積極的に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

42-1. 「5年目評価、10年以内組織見直し制度」における部局への指摘事項に対する改善状況や将来構想実現に向けた進捗状況の確認を実施し、部局の機能強化、再編成を実施する。また、具体的な対応策に関するフォローアップを行う。

42-2. ミッションの再定義や自己点検・評価等を踏まえ、法人本部と関連部局で構成する人文社会科学分野をはじめとした教育研究組織の将来構想に係るWG等において、機能強化に向けた部局間・分野間の教育研究連携体制の構築について検討する。また、文系4学部の連携による学部横断型副専攻教育プログラム等の実施に取り組む。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【43】伊都キャンパスへの移転の進捗状況等に合わせた全学的な事務体制の再編を行うとともに、業務のあり方を継続的に見直し、業務の効率化・合理化等の業務改善を図る。

43-1. 伊都キャンパスへの移転完了に向け業務の効率化を伴う事務体制の再編を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【44】 財務分析データの活用等により、外部資金等自己財源の確保に通じる方策を実施するなどして、財源を確保し、総長裁量経費の大幅拡大など、総長のリーダーシップによる戦略的・効果的な配分を行う。

44-1. 研究推進職(URA)等による外部資金獲得のための支援を実施する。また、資金運用全般について、運用方法等の分析結果をもとに、運用益の獲得に向けた方策を実施する。さらに、自己財源の獲得に向けて、新規の増収方策を実施する。

44-2. 学内予算配分方針に基づき、総長のリーダーシップによる部局インセンティブ経費(大学改革推進経費)等の戦略的・効果的な配分を行うとともに、中期的収支推計を見通した次年度の効果的な予算配分基準を策定する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【45】 財務分析データの活用等により、既存業務や調達方法等の見直しを進め、さらなる管理的経費の抑制を図る。

45-1. 省エネ、購入数量の縮減等、管理的経費の抑制を徹底するとともに、有用となる財務分析データの洗い出しを行う。また、蓄積した財務分析データを有効活用することにより、経費抑制方策を立案して実施する。併せて、業務改善・効率化による経費抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【46】 建物、既存設備等、保有資産の円滑な活用等を促す環境の構築に努め、学内外の有効活用を推進する。

46-1. 土地等について、国立大学法人法の改正を踏まえた有効活用方策の具体的な検討を進めていく。また、学内共通利用施設等の保有資産について、有効活用につながる取組を検討し実施する。

【47】 移転跡地等については、関係機関と協議しつつ、移転完了後速やかに土地の売却を進める。

47-1. 箱崎キャンパスからの移転を完了させ、建物解体、土壌汚染調査及び埋蔵文化財調査を実施する。また、移転跡地等の売却に向けて共同事業者及び関係機関との協議を進め、さらには、売却条件が整った移転跡地等を売却する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【48】 教育研究活動等の改善を促進するため、毎年度2回の自己点検・評価や3年毎の教員活動評価（計2回）等の実施、Webサイト等を活用した自己点検・評価状況の情報公開及びIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の実施により、点検・評価活動を推進する。

48-1. 「内部質保証の実現に向けた自己点検・評価の基本方針」等に基づき、年2回の自己点検・評価を実施するとともに、第3期法人評価（4年目終了時評価）に向けた根拠資料等の収集に関する取組の実施状況について確認し、実効性を検証する。

48-2. 各教員の特性に応じた柔軟な教員活動評価を可能とすべく一部改正した「九州大学教員活動評価の実施について」（総長裁定）に基づき、第3回教員活動評価を行い、結果を取りまとめるとともに、部局独自の工夫による教員活動評価の有効性を検証する。

48-3. ステークホルダーを意識した、教育研究の状況や内部質保証の実現に向けた自己点検・評価に関する取組等の情報を、Webサイトを通じて広く国内外に発信する。

48-4. IR活動の拡充に向けて、執行部への定期分析報告、IRデータの体系化及びIR人材育成のための取組を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【49】 伊都キャンパス移転の第Ⅲステージ整備を平成30年度に完了する。

49-1. 伊都キャンパス第Ⅲステージの完成に向けて、現在発注の工事（農学系総合研究棟整備他）を速やかに完成させる。

【50】 都市や地域の核となる大学キャンパスを目指して、公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構、自治体、周辺住民及び関連機関とのまちづくりの会議を開催する等により連携を強化し、キャンパス周辺の環境整備を推進する。

50-1. 公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構、自治体、周辺住民及び関連機関とのまちづくりの会議を開催する等により連携を強化する。また、伊都キャンパス移転完了に伴い開催予定の「完成記念行事」の開催を通じて、周辺地域との連携を強化する。

【51】 安心・安全なキャンパスの環境整備を推進するため、既存建物の改修や屋外ライフラインの更新等の老朽化対策を実施する。なお、研究教育棟Ⅰ施設整備事業、生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舍Ⅰ施設整備事業、実験施設整備事業、総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備事業及び理学系総合研究棟施設整備事業については PFI 事業として確実に推進する。

51-1. 国等の財政動向を踏まえつつ既存施設等の老朽化対策を実施し、安心・安全なキャンパスを推進する。また、耐震対策として、馬出のコホートセンター改修工事及び伊都の総合体育館等の天井等落下防止改修工事を着実に実施する。

51-2. PFI 事業施設における維持管理等のモニタリング（確認業務）を適正かつ着実に実施する。また、伊都地区生活支援施設ウエストⅡ・学生寄宿舍Ⅰ施設整備事業及び馬出地区総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備事業の事業完了に伴う円滑な業務引継ぎを実施する。

【52】 組織の変更に柔軟に対応できる施設使用制度等の新たな仕組みを検討し、戦略的かつ効率の良い施設の管理運営を推進する。

52-1. 平成 29 年度に学内合意を得た「施設使用制度」の新たな仕組みを定めるため、「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」の改正を行う。さらに、新たな「施設使用制度」の基準について検討を開始する。

52-2. 全学的な省エネルギー活動を実施する。また、省エネルギー型機器の導入・更新を実施する。併せて、馬出地区病院施設の ESCO 事業（省エネ改修）を効率的に運用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【53】 グローバル化により多様化する学生・教職員に対し、事故を未然に防止するため、化学物質等に関する安全教育を実施する。また、災害時等における危機管理体制を見直すとともに、ストレスチェックやバリアフリー環境を整備する等、より安全で健康な教育研究環境を整備する。

53-1. オープン科目「環境と安全」を春学期に加え夏学期にも開講することで受講学生数を増やすなど、化学物質等に関する安全教育のさらなる充実を図る。

53-2. 安否確認システムの利用について災害訓練等を通して教職員・学生へ広く周知し、同システムへの応答率を高める。

53-3. ストレスチェックを着実に実施するとともに、結果の集団ごとの集計・分析を行う。バリアフリー環境の整備を引き続き進める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【54】 法令遵守に関する管理責任体制を整備するとともに、グローバル化による多様な学生・教職員の法令遵守に関する周知や研修等を行う。また、法令遵守事項を網羅した「九州大学教員ハンドブック」を作成する。

54-1. 関係法令及び国の指針等に基づき、学内規則等の制定・改廃を行うとともに、昨年度に引き続き、規則等の英訳を進める。また、従来から教職員・学生に対して実施している各業務ごとの法令遵守に関する研修に加え、さらなる法令遵守の徹底及び意識向上を図るため、事務部の部長、課長等の管理職を対象に、コンプライアンス強化に係る研修を実施する。さらに、法令遵守事項を網羅した「九州大学教員ハンドブック」の作成を行う。

54-2. 研究倫理教育の実施等により研究者の意識向上を図るなど、不正行為の防止に向けた取組を実施する。

54-3. 研究費の不正使用を防止するための体制を整備するとともに、コンプライアンス教育を実施し、あらゆる機会を活用して受講の促進に努め、研究者の意識向上を図るなど、研究費の不正防止に向けた取組を実施する。

【55】 サイバー空間を取り巻く環境及び社会制度の変化に対応し、個人情報や機密情報を適切に保護する体制やシステムを構築し運用する。また、非常時の構成員への情報提供システムを構築し、業務継続計画を策定する。

55-1. クラウドに移行可能なサーバのクラウド移行を積極的に推進する。RMS (Right Management Service) を本格的に運用し、許可された関係者以外はファイルを参照できない体制を維持、拡大する。要機密情報のガイドラインに従って要機密情報を保護する。さらに、九州大学情報セキュリティ対策基本計画について、自己点検や監査を踏まえ、次期計画を策定する。

55-2. 平成 29 年度に導入した安否確認システムを 4 月から本格運用し、PC のみならずクラウドの民間サービスの長であるスマートフォンアプリでも非常時の情報提供を可能とする仕組みを維持する。また、業務継続計画の一つとして全学基本メールシステムの Office365 Education への移行計画を策定する。

4 広報・同窓生に関する目標を達成するための措置

(広報)

【56】 大学の関連情報を国内外へ積極的かつ効果的に発信するため、メディアとの緊密な関係構築による情報発信力の強化、また、国内外への重要な情報発信ツールである Web サイトを充実する等により、広報力を強化する。

56-1. 平成 28 年度に策定した「広報戦略 2016-2020」に基づき平成 29 年度に設置した「スポークスパーソン・ミーティング」を開催するとともに、情報共有・情報収集のシステム化を図ることにより、情報集約機能を強化し、発信力を高める。また、引き続きメディアとの信頼関係の構築を進める。

(同窓生)

【57】 国内外の同窓会活動の支援、大学と同窓会の双方向からの情報交換、新たな同窓会設立支援等により、同窓会等の組織化を強化・拡充し、人的ネットワークの構築に積極的に取り組む。

57-1. 同窓生データベースの整備を進め、国内外の同窓生に対し大学情報を発信するとともに、同窓会から大学の将来構想等に対する意見聴取を行う場を新たに設ける等、双方向からの情報交換を促進させる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10,416,480 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

① 留学生会館の土地（福岡市東区香椎浜四丁目 11 番 4 外 1 筆 面積 19,895.01 m²）の一部（152.95 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

①九州大学病院「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・馬出団地 基幹・環境整備 (支障建物撤去等)	総額 4,791	施設整備費補助金 (2,810)
・馬出団地 実習棟改修 (R I 総合センター)		長期借入金 ((独) 大学改革支援・学位授与機構) (1,907)
・伊都団地 農学系総合研究棟整備事業		長期借入金 (民間借入) (0)
・馬出団地 総合研究棟改修 (コホートセンター)		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (73)
・小規模改修		
・伊都団地 生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舎Ⅰ施設整備等事業(PFI)		
・伊都団地 実験施設等施設整備事業(PFI)		
・馬出団地 総合研究棟改修(旧医学部基礎A棟)施設整備等事業(PFI)		
・伊都団地 総合研究棟(理学系)他施設整備事業(PFI)		
・九州大学病院 全身機能画像診断システム リハビリテーション診療支援システム 高度診断・治療システム 高機能手術支援システム 周産期重症例診療システム		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を育成・支援するため、国際学会への派遣、英語論文執筆の促進、研究費助成、外部資金の獲得支援などを行う「研究活動基礎支援制度」や、「QRプログラム」等の学内支援制度の効果を検証し、必要に応じて制度改善を図り、実施する。また、テニユアトラック普及・定着事業の事後評価結果等を踏まえ、引き続き、新たなテニユアトラック制の導入に向け検討を行う。
- 女性教職員を積極的に採用し、責任ある職位へ登用する。
- 女性教職員の支援やキャリア教育・相談活動等を実施する。
- 研究やその他の業務、育児等の両立が実現できる環境整備を行う。
- 平成 27 年度からの TOEIC-IP 及び研修の検証を踏まえ、事務職員の英語運用力向上に向けた新たな成果指標を設定する。
- 業績評価基準等の見直しを踏まえた業績評価を実施する。
- 月給制から年俸制への移行をさらに推進するため、引き続き年俸制教員の募集を行う。
- 多様な人材を確保するため、すでに導入済の制度の運用状況に係る検証結果を踏まえ、制度見直しの必要性について検討を行うとともに、当該制度について高度な専門性を必要とする新たな分野（教育に関する分野等）への制度構築に向けた検討を引き続き行う。
- 外国人教員の雇用支援にも活用できる制度の一つとして新たに導入した配偶者帯同雇用制度について利用促進が図られるよう、周知活動を一層活発に行い、実質化を図る。

(参考 1) 平成 30 年度の常勤職員数 4,522 人
また、任期付き職員数の見込みを 143 人とする。

(参考 2) 平成 30 年度の人件費総額見込み 37,720 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	42,733
施設整備費補助金	2,810
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	7,176
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	73
自己収入	54,717
授業料、入学金及び検定料収入	9,982
附属病院収入	43,986
財産処分収入	12
雑収入	736
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	16,979
引当金取崩	222
長期借入金収入	1,907
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	2,850
計	129,470
支出	
業務費	95,561
教育研究経費	51,798
診療経費	43,762
施設整備費	4,791
船舶建造費	0
補助金等	7,176
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	16,979
貸付金	0
長期借入金償還金	4,962
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	129,470

[人件費の見積り]

期間中総額 37,720 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「施設整備費補助金」のうち、平成 30 年度当初予算額 2,810 百万円。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	127,041
業務費	111,171
教育研究経費	19,576
診療経費	25,154
受託研究費等	10,431
役員人件費	306
教員人件費	32,250
職員人件費	23,451
一般管理費	2,223
財務費用	537
雑損	0
減価償却費	13,109
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	126,169
運営費交付金収益	42,592
授業料収益	8,373
入学金収益	1,393
検定料収益	258
附属病院収益	44,363
補助金等収益	6,127
受託研究等収益	12,098
寄附金収益	2,674
施設費収益	455
財務収益	13
雑益	2,523
資産見返運営費交付金等戻入	2,332
資産見返補助金等戻入	1,480
資産見返寄附金戻入	1,476
資産見返物品受贈額戻入	7
臨時利益	0
純利益	△872
目的積立金取崩益	2,850
総利益	1,979

注) 総利益(1,979百万円)の要因は、附属病院に関する借入金の元金償還額相当の収入と当該借入金により取得した資産の減価償却費との差額等によるもの。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	235,023
業務活動による支出	114,834
投資活動による支出	69,420
財務活動による支出	7,714
翌年度への繰越金	43,053
資金収入	235,023
業務活動による収入	121,242
運営費交付金による収入	42,382
授業料、入学金及び検定料による収入	9,982
附属病院収入	43,986
受託研究等収入	14,116
補助金等収入	7,176
寄附金収入	2,862
その他の収入	736
投資活動による収入	77,296
施設費による収入	2,883
その他の収入	74,412
財務活動による収入	1,907
前年度よりの繰越金	34,577

別表（学部の学科、学府の専攻等）

共創学部	共創学科	105 人	
文学部	人文学科	631 人	
教育学部		196 人	
法学部		789 人	
経済学部	経済・経営学科	611 人	
	経済工学科	375 人	
理学部	物理学科	232 人	
	化学科	263 人	
	地球惑星科学科	189 人	
	数学科	222 人	
	生物学科	193 人	
医学部	医学科	666 人	
	(うち医師養成に係る分野)	666 人	
	生命科学科	48 人	
	保健学科	545 人	
歯学部	歯学科	318 人	
	(うち歯科医師養成に係る分野)	318 人	
薬学部	創薬科学科	199 人	
	臨床薬学科	180 人	
工学部	建築学科	238 人	
	電気情報工学科	627 人	
	物質科学工学科	667 人	
	地球環境工学科	595 人	
	エネルギー科学科	392 人	
	機械航空工学科	671 人	
芸術工学部	環境設計学科	149 人	
	工業設計学科	189 人	
	画像設計学科	149 人	
	音響設計学科	149 人	
	芸術情報設計学科	157 人	
農学部	生物資源環境学科	913 人	
人文科学府	人文基礎専攻	53 人	
		(うち修士課程 32 人)	
		(博士後期課程 21 人)	
	歴史空間論専攻	67 人	
		(うち修士課程 40 人)	
		(博士後期課程 27 人)	
	言語・文学専攻	67 人	
		(うち修士課程 40 人)	
		(博士後期課程 27 人)	

地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	225 人 〔うち修士課程 120 人 博士後期課程 105 人〕
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	55 人 〔うち修士課程 40 人 博士後期課程 15 人〕
	人間共生システム専攻	49 人 〔うち修士課程 22 人 博士後期課程 27 人〕
	行動システム専攻	64 人 〔うち修士課程 34 人 博士後期課程 30 人〕
	教育システム専攻	65 人 〔うち修士課程 38 人 博士後期課程 27 人〕
	空間システム専攻	77 人 〔うち修士課程 56 人 博士後期課程 21 人〕
	実践臨床心理学専攻	60 人 〔うち専門職学位課程 60 人〕
	法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻	135 人 〔うち専門職学位課程 135 人〕
経済学府	経済工学専攻	70 人 〔うち修士課程 40 人 博士後期課程 30 人〕
	経済システム専攻	96 人 〔うち修士課程 54 人 博士後期課程 42 人〕
	産業マネジメント専攻	90 人 〔うち専門職学位課程 90 人〕
理学府	物理学専攻	124 人 〔うち修士課程 82 人 博士後期課程 42 人〕
	化学専攻	181 人 〔うち修士課程 124 人 博士後期課程 57 人〕

数理学府	地球惑星科学専攻	124 人 〔うち修士課程 82 人 博士後期課程 42 人〕
	数理学専攻	168 人 〔うち修士課程 108 人 博士後期課程 60 人〕
システム生命科学府	システム生命科学専攻	270 人 〔うち博士課程 270 人 (5年一貫制)〕
医学系学府	医学専攻	428 人 〔うち博士課程 428 人〕
	医科学専攻	40 人 〔うち修士課程 40 人〕
	保健学専攻	84 人 〔うち修士課程 54 人 博士後期課程 30 人〕
	医療経営・管理学専攻	40 人 〔うち専門職学位課程 40 人〕
歯学府	歯学専攻	172 人 〔うち博士課程 172 人〕
薬学府	創薬科学専攻	146 人 〔うち修士課程 110 人 博士後期課程 36 人〕
	臨床薬学専攻	20 人 〔うち博士課程 20 人〕
工学府	物質創造工学専攻	106 人 〔うち修士課程 76 人 博士後期課程 30 人〕
	物質プロセス工学専攻	87 人 〔うち修士課程 60 人 博士後期課程 27 人〕
	材料物性工学専攻	87 人 〔うち修士課程 66 人 博士後期課程 21 人〕
	化学システム工学専攻	100 人 〔うち修士課程 70 人 博士後期課程 30 人〕
	建設システム工学専攻	72 人 〔うち修士課程 48 人 博士後期課程 24 人〕

	都市環境システム工学専攻	80人	
		〔うち修士課程	56人〕
		〔博士後期課程	24人〕
	海洋システム工学専攻	66人	
		〔うち修士課程	42人〕
		〔博士後期課程	24人〕
	地球資源システム工学専攻	64人	
		〔うち修士課程	40人〕
		〔博士後期課程	24人〕
	共同資源工学専攻	20人	
		〔うち修士課程	20人〕
	エネルギー量子工学専攻	88人	
		〔うち修士課程	56人〕
		〔博士後期課程	32人〕
	機械工学専攻	175人	
		〔うち修士課程	124人〕
		〔博士後期課程	51人〕
	水素エネルギーシステム専攻	87人	
		〔うち修士課程	60人〕
		〔博士後期課程	27人〕
	航空宇宙工学専攻	96人	
		〔うち修士課程	60人〕
		〔博士後期課程	36人〕
芸術工学府	芸術工学専攻	259人	
		〔うち修士課程	184人〕
		〔博士後期課程	75人〕
	デザインストラテジー専攻	71人	
		〔うち修士課程	56人〕
		〔博士後期課程	15人〕
システム情報科学府	情報学専攻	122人	
		〔うち修士課程	80人〕
		〔博士後期課程	42人〕
	情報知能工学専攻	135人	
		〔うち修士課程	90人〕
		〔博士後期課程	45人〕
	電気電子工学専攻	158人	
		〔うち修士課程	110人〕
		〔博士後期課程	48人〕
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	116人	
		〔うち修士課程	74人〕
		〔博士後期課程	42人〕

	物質理工学専攻	116 人	
		〔うち修士課程	74 人〕
		博士後期課程	42 人〕
	先端エネルギー理工学専攻	104 人	
	〔うち修士課程	68 人〕	
	博士後期課程	36 人〕	
	環境エネルギー工学専攻	79 人	
	〔うち修士課程	52 人〕	
	博士後期課程	27 人〕	
	大気海洋環境システム学専攻	93 人	
	〔うち修士課程	60 人〕	
	博士後期課程	33 人〕	
生物資源環境科学府	資源生物学専攻	180 人	
		〔うち修士課程	116 人〕
		博士後期課程	64 人〕
	環境農学専攻	216 人	
	〔うち修士課程	141 人〕	
	博士後期課程	75 人〕	
	農業資源経済学専攻	41 人	
	〔うち修士課程	26 人〕	
	博士後期課程	15 人〕	
	生命機能科学専攻	254 人	
	〔うち修士課程	205 人〕	
	博士後期課程	49 人〕	
	生物産業創成専攻	28 人	
	〔うち博士後期課程	28 人〕	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	72 人	
		〔うち修士課程	60 人〕
		博士後期課程	12 人〕
	オートモーティブサイエンス専攻	63 人	
	〔うち修士課程	42 人〕	
	博士後期課程	21 人〕	
	ライブラリーサイエンス専攻	29 人	
	〔うち修士課程	20 人〕	
	博士後期課程	9 人〕	